

○委員長(溝手頭正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手頭正君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、刑法等の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、南野法務大臣から趣旨説明があり、これに対し、松岡徹君が質疑を行います。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、内閣委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第三及び第四を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第五について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国立国会図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十十分の見込みでございます。

○委員長(溝手頭正君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手頭正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

要綱

第一 出版物の納入に関する事項

一 独立行政法人その他の国の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならないこと。

二 地方独立行政法人その他の地方公共団体の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

三 国の諸機関に準ずる法人として定める特殊法人等の範囲の変動に関し、所要の規定を整備すること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この法律は、平成十七年一月一日から施行すること。ただし、第一の三のうち、別表第一に日本司法支援センターの項を加える改正規定は、同センターの成立の時から施行すること。

二 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例によること。

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

〔附則第二條関係〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の章名を次のように改める。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十四条第二項」を「同条第三項」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第二項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

は三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十四条第二項」を「同条第三項」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第二項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

は三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

別表第一(第二十四条関係)

名 称	根 拠 法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

別表第二(第二十四条の二関係)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。
別表第一 日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の施行の日(平成十八年四月一日)の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中「住宅金融公庫」

法律第五十六号)

とあるのは

住宅金融公庫
首都高速道路公団住宅金融公庫法昭和
首都高速道路公団法

二十五法律百五十六号)

と、

(昭和三十四年法律百三十三号)

日本中央競馬会

日本中央競馬会法

(昭和二十九年法律第二百五号)

とあるのは

日本中央競馬会
日本道路日本中央
日本道路

競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

と、

農林漁業金融公庫

農林漁

公団法(昭和三十一年法律第六号)

と、

農林漁業金融公庫

農林漁

業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

とあるのは

農林漁業金融公庫
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団農林漁
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

とする。

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

とする。

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第四条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)の施行の日(平成十八年四月一日)の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

日本郵政公社

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

と

日本郵政公社

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

年金資金運用基金

年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

とする。

理由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改正案

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 (略)

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し

現行

第十章 国、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四条 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し

に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十條第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律

増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)(町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては五部以下の部数を、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 (略)

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ (略)

④ 第一項ただし書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登録したものを送付する。

第二十五条の二 (略)

② (略)

別表第一(第二十四条関係) (略)
別表第二(第二十四条の二関係) (略)

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(国の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(地方公共団体の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地

3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者の発行する出版物の納入

第二十五条 (略)

2 第二十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ (略)

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登録したものを送付する。

第二十五条の二 (略)

② (略)

方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 五部

二 市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 三部

三 町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 二部

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「前三条」を「前各条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)

改正案

(国の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(地方公共団体の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 五部

二 市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 三部

三 町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。の諸機関 二部

応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部

二 日本下水道事業団 四部

三 市又は市及び町村が設立した法人 二部

四 町村が設立した法人 二部

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日から施行する。

現行

(都道府県等の諸機関の納入部数)

第二条 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(市町村等の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第二項の規定により市(特別区を含む。以下同じ。町村又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる部数とする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又はこれに準ずるものの諸機関 五部

二 前号に掲げる指定都市以外の市又はこれに準ずるものの諸機関 三部

三 町村又はこれに準ずるものの諸機関 二部

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
- 二 日本下水道事業団 四部
- 三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
- 四 町村が設立した法人 二部

(納入部数の上限)

第五条 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

第六条(第八条(略))

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

附則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

国立国会図書館職員倫理規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)

改正案

現行

(株取引等の報告)

第六条 副部長級以上の職員は、前年において行った株券等(株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されて

(株取引等の報告)

第六条 副部長級以上の職員は、前年において行った株券等(株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(副部長級以上の職員である間に

いない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(副部長級以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。

2 (略)

十一月十九日(金)の議事予定
刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

趣旨説明 南野法務大臣
質 疑 松岡 徹君(民) 一五分

日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。

2 (略)

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法の一部を改正する法律案
第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。
次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十

二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの
第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下に納入するものとする。

下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。
附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二十四条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)

別表第二(第二十四条の二関係)

国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。

別表第一 日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

名 称	根 拠 法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中 住宅金融公庫 住宅金融公庫法(昭和二十五年

法律第百五十六号)

とあるのは

住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和
首都高速道路公団	首都高速道路公団法

二十五年法律百五十六号)

と、

日本中央競馬会

日本中央競馬会法

(昭和三十四年法律第百三十三号)

(昭和二十九年法律第百二十五号)

とあるのは

日本中央競馬会	日本中央
日本道路公団	日本道路

競馬会法(昭和二十九年法律第百二十五号)

と、

農林漁業金融公庫

農林漁

公団法(昭和三十一年法律第六号)

業金融公庫法(昭和二十七年法律第百五十五号)

とあるのは

農林漁業金融公庫
農林漁業金融公庫
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百五十五号)

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

とする。

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第四条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の施行の日(平成十八年四月一日)の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

日本郵政公社

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

と

あるのは、

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

とする。